

平成28年度第1回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会議事録

1 日時

平成28年6月24日（金）午前11時～午前11時45分

2 場所

岡崎市役所西庁舎7階704号室

3 出席委員

山崎浩司 庄村勇人 川畑博昭 深津有香

4 欠席委員

櫻井敬子

5 実施機関職員

市民課 佐野好信 亀井実 小林大輔

6 説明のために出席した職員

総務文書課 柴田伸司 鈴木洋人 森聡子

7 議題

- (1) 特定個人情報保護評価（住民基本台帳に関する事務）の審議
- (2) 岡崎市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の廃止について

8 議事（要旨）

（事務局：柴田）

本日は、平成28年度第1回の審査会に、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

世間では参議院議員の通常選挙が公示されまして、今、選挙運動真っ只中ということで、私どもは、選挙管理委員会の事務局もやってまして、議会がさらに今日最終日ということで、バタバタした中ですみません。

本日は、「住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価」と「岡崎市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の廃止について」のご審議をお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、本日の審査会の公開について御説明申し上げます。本日の会議内容には、特定の個人が識別されるような個人情報が含まれておりませんので、岡崎市附属機関の会議の公開に関する要領の第2条の規定によりまして、公開とさせていただきます。それでは議事の執りまわしを山崎会長にお願いします。

（山崎会長）

それでは、今日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、櫻井先生が都合により御欠席となっておりますが、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年度第1回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会を始めさせていただきます。

本日の審議内容の一つ目は、「住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価」の審議です。

去年の10月に「住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価」の再点検をしていただいたところですが、今回も再点検です。審議の概要について事務局から説明後、担当課から説明してもらいます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局：森)

本日は昨年10月に再点検をしていただきました住民基本台帳に関する事務の全項目評価書について、再度の点検となります。

特定個人情報保護評価書において、重要な変更がされた場合に特定個人情報保護評価を再実施することが番号利用法で規定されています。この重要な変更というのは、特定個人情報の使用目的、使用部署、使用方法やリスク対策などの変更などをいいます。

今回、住民基本台帳に関する事務の全項目評価にこの重要な変更がなされましたので、本日、審査会で、リスクを事務の実態に基づき特定しているか、そのリスクを軽減するために講じるべき措置は妥当なものかなどを、再点検していただくこととなります。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(山崎会長)

それでは、市民課から説明をお願いします。

(市民課：佐野)

市民課長の佐野でございます。

本日は、お忙しい中、マイナンバーを扱っております、住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価につきまして、審査のお時間をいただきまして誠にありがとうございます。

まず、私の方から簡単に本日の内容について説明させていただいて、その後、担当から詳細を説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

この住民基本台帳事務につきましては、先ほど委員長さんと事務局から説明がありましており、過去に2回ほど審査していただいております。1回目は、マイナンバー制度が始まるに当たりまして、評価書を作りなさいよってという制度ができてまいりましたので、平成26年度に審査会で審査をしていただいております。それから昨年度システムの変更というのがありまして、新しい住民基本台帳システムに切り替わるということで、評価書を変更しまして、再度、審査会においてご審議いただいております。今回は3回目ということになるわけですが、本年の10月から本市におきまして、コンビニで証明書が取れるサービスを開始してまいりたいと考えていまして、住民票の写しと印鑑登録証明書の2種類をコンビニで交付できるようなシステムを、新たに住民基本台帳に関する事務のシステムに追加することになってまいりましたので、重要な変更ということで評価書を再作成するという形になりまして、今回、審査していただくことになりました。

5月20日から6月20日まで約1か月間を使いまして、一般の市民の方からもパブリックコメントで御意見を頂戴しているわけですが、前回と同様、御意見はいただけてございませんでした。

ということで、今回第三者の審査会の方で御意見をいただくこととなったものでございます。

評価書の内容でございますが、簡単に御説明いたしますと、新システムの追加に伴う変更点が大きく2点でございます。1点目が新たに追加する2つのシステムを掲載させていただいているというところ、それから、もう1点は証明書をコンビニで交付することによるリスクとその対策などを記載しております。その詳細な内容につきましては、この後、担当から御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(市民課：亀井)

ではですね、新システムによる変更点を順に説明させていただきます。お手元にお配りさせていただいております資料に事務イメージ図があるかと思えます。これを中心に説明させていただきたいと思えます。今回、証明書コンビニ交付サービスを構築する上で、イメージ図にあります「証明書コンビニ交付システム」が真ん中の黄色いところの正方形の四角ですが、この四角、それから「住基コピー環境」が黄色い四角の上にオレンジ色の長方形で「住基コピー環境」という枠があるかと思えますが、この2つのシステムを新たに使用してコンビニ証明書の交付サービスをやっていくこととなります。これら2つがコンビニのシステムでして、これを現在岡崎市の住民記録システムが稼働しております外部のデータセンターに追加して設置していくこととなります。

ここで、実際にコンビニサービスを利用する時の流れに沿って説明させていただきます。この図面の左上に「市民」というアイコンといいますが、絵があるかと思うんですけども、この人がマイナンバーカードを持ってコンビニに行くとしたら。コンビニに「キオスク端末」と言いましてATMみたいな、もう少し小さめなんですけども、端末が幾つかあるのをご存じかと思えます。例えばコンサートのチケットを取ったり、アマゾンとかで買い物した物の支払いをしたりとか、そういったサービスをコンビニでは、キオスク端末というものを使ってやれるようになっています。そのキオスク端末を使って、証明書を取ることができるようになります。まずは、マイナンバーをセットしまして、暗証番号を入れます。そうすると、キオスク端末からコンビニの本部を経由して、キオスク端末と書いてある四角の下に地方公共団体情報システム機構という四角い枠があると思うんですけど、この地方公共団体情報システム機構に情報を送り込みます。個人番号カードのICチップに搭載されている電子証明書の情報も送られます。この情報がこの左側にありますJPKIセンターと記載されている公的個人認証センターへ送られ、カードの有効性を確認します。確認ができましたら、「有効である」という情報を返しまして、発行ができるようになります。そうしますと、今度は、市民の方が、キオスク端末で何を発行したいかという情報を入れます。そうしますと、同じくコンビニの本部を経由しまして、地方公共団体情報システム機構にまた情報がいきます。今度は右の方の市町村が持っているサーバーに「情報がほしい」という依頼が届きます。そうしましたら、今度はこちらの証明書コンビニ交付システムが、各地のデータのサーバーと交信しながらデータを作成しまして、証明書の偽造防止加工などをして、地方公共団体情報システム機構にPDFの形で返します。このPDFをキオスク端末に地方公共団体情報システム機構が返しまして、コンビニ事業者のキオスク端末から印刷をして、市民にお渡しをするという形が大まかな流れになっております。

このシステムを動かすに当たって今まで無かった住基コピー環境に予め住民記録システムの情報をコピーしておいて、マイナンバーを取得された方の情報が常に一番新しい状態に更新されていくような形

になっております。

では、これまでより増えるリスクの可能性と対策について御説明させていただきます。そもそも新しく追加されるシステム自体は住民記録システムがあるデータセンターに構築されるのでデータセンターの方の対策でリスクは対応できるんですけども、それ以外に起こってくるリスクというのが、例えばデータセンターからお客さまの間での通信、そこで不正取得とか、カードの悪用や成りすまし通信などが考えられます。ただ、先ほど御説明したとおり、証明書の交付にはまず基本的にはマイナンバーカードが必要です。暗証番号は3回間違えるとカードがロックされて市役所でしか解除できません。紛失に気が付いたときはすぐに地方公共団体情報システム機構のコールセンターに電話すれば、これは365日24時間可能なんですけども、カードの機能が一時停止できます。この一時停止の解除には市役所に来庁する必要がございます。カードの真贋はマイナンバーカードのICチップに入っている電子証明書機能を使いますので簡単には偽造できません。偽造しようとしてICチップを覗こうとすると耐タンパー装置という機能が付いてまして中身を全て消去してしまいます。このようにカードの悪用とか不正取得ができないような対策はされてます。コンビニや証明書交付センター、各市町村の証明書発行サーバーの間の通信は全て専用回線が利用されておりまして、通常のインターネット回線からは操作やアクセスできませんので、なりすまし通信も困難です。さらに証明書コンビニ交付サービスは常に記録、どういった通信内容をしているかログを取っているのが誰がいつ、どこで、何を取得したか即時に判明するようになっております。証明書コンビニ交付サービスをする上での多重のリスク対策をしております。こういった点につきまして今回、特定個人情報保護評価を追記修正をしております。具体的な修正点につきましては、「変更箇所」にリストアップされております。以上簡単ですけども、今回の再評価書の変更点の説明をさせていただきました。今回の変更において、市民の方の利便性は増えます。その分増えるリスクに対しては十分な対策がされており、安全性が損なわれることはないと考えております。

以上を持ちまして提出させていただきました評価書の承認をいただけたらと考えております。よろしくお願ひします。

(山崎会長)

市民課からの説明はこれで以上ですか。

何か質問等ございますでしょうか。

他の市町村との連携なんかは、どういうふうになってますか。

(市民課：小林)

市町村というところに対して連携はしてないです。

(山崎会長)

岡崎の市民が、岡崎市内のコンビニを使って取れるということですか。

(市民課：小林)

岡崎市だけでなく、全国のコンビニに対応してます。豊田市役所とか役所間との連携はないです。あくまでもコンビニ、ファミリーマートならファミリーマート、ローソンならローソンという、そのコンビニ

事業者というものに対して連携ができるようになってますので、ローソンのあるどこの地区、地方であっても証明書は出せるようになってます。

(市民課：亀井)

岡崎市民であれば北海道から沖縄までこのサービスが始まれば、対応しているコンビニの全てで、住民票を取りたいと思えば取ることができますし、逆に秋田の人とかでマイナンバーが導入されて、そこがコンビニ交付システムを動かすようなことをしてれば、岡崎市に来た時に、旅行先で住民票を取ることはないと思いますけども、もし欲しいなと思った時には取ることができます。

(山崎会長)

コンビニは全てのコンビニってことですか。

(市民課：小林)

いや、全てではないです。

(市民課：亀井)

セブンイレブンとか、サークルケイ、ファミリーマート、そういうところ是可以するんですけど、例えばこういったもの自体をやっていないヤマザキデイリーストアとか、できないところもございます。

(深津委員)

先ほど、PDFデータで証明書のデータが送信されるってことですが、このキオスク端末に送られたPDFデータっていうのは、印刷された後はどうなるんですか。

(市民課：小林)

すぐに消去されます。

(深津委員)

すぐに、その端末の中で消去されるということですか。

(市民課：小林)

はい。キオスク端末でPDFは消去されますので、一切残らないようになってます。

(深津委員)

分かりました。

(庄村委員)

よろしいですか。

アクセスしたログを取ってるって言われたんですが、保存はどれくらいか決まっているんですか。

(市民課：小林)

一応、最低5年取る予定です。ただ廃棄するっていう予定は決めておりませんので、とりあえずは当面、最低でも5年は取ることを予定をしています。

(庄村委員)

今現在、コンビニ交付システムでなくて、ログの保存期間の取決めは、あるのでしょうか。

(市民課：亀井)

このコンビニ交付システムとか、そういう問題ではなくて。

(庄村委員)

はい。

いろんなログがあるとは思いますが、その保存期間をどれくらいにするのかっていう議論があつて。例えば、他市だと、電子計算機詐欺の公訴時効が7年なので何年にしようとかあつて、それが決まっていなくて、市民が知りたいと思ってアクセスしてもなかったという話しになると、それはそれで危機管理としてコントロールできているのかなという話しになると思います。

(市民課：佐野)

番号利用法もデータ連携は来年7月から始めるということで、あちらも当然ログは全てを取られるということで、番号利用法で、今うろ覚えですけど何年とか確か記録あつたと思います。それに準拠されてくのかなと思います。今現時点では、市民課の方では特に規定はなく、5年でしょうっていうことですが、ただ実際には消さなければならないほどの物理的な理由が発生したら消すんでしょうが、実質上は取り続けています。

(山崎会長)

川畑先生何かありますか。

(川畑委員)

いや、特にありません。セキュリティの説明も非常によく分かつたんで大丈夫です。

(山崎会長)

それでは、この「住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価」について、適切であると判断してよろしいでしょうか。

では、そのように判断することです。よろしくお願いします。

(山崎会長)

では、二つ目の議題にいきます。

次は「岡崎市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の廃止について」であります。事務局からの説明をお願いいたします。

(事務局：森)

それでは、説明をさせていただきたいと思いますが、資料の2-1になりますので、こちらを御覧ください。

まず、「1 背景」になりますが、行政不服審査法の全部改正に伴いまして、岡崎市情報公開・個人情報保護審査会条例と、規則が改正されました。こちらは、平成28年4月1日に施行となっております。この改正によりまして、行政不服審査法による審査庁における口頭意見陳述と同等の口頭意見陳述を規定しました。

これによりまして、次の「2 廃止の理由」になりますが、岡崎市情報公開・個人情報保護審査会運営要領に規定されている一部が、改正後の審査会条例で規定されましたので、審査会運営要領で規定してお

く必要がなくなりましたのが廃止の理由です。

次に、廃止理由を個々に説明します。まず、審査会運営要領第3条になりますが、こちらは意見陳述の聴取が規定されています。(審査会運営要領第3条を読み上げる。) こちらは、審査会条例第6条第1項で規定しています。資料を3枚めくっていただくと、第6条の第1項の条文があります。(審査会条例第6条第1項を読み上げる。) というように、審査会条例で規定しました。

次に、資料2-1に戻っていただきまして、審査会運営要領の第4条になります。(審査会運営要領第4条を読み上げる。) ということで補佐人の付添を認めている規定であります。こちらは、審査会条例の第6条第3項で規定しています。(審査会条例第6条第3項を読み上げる。) というように、審査会条例で規定しました。

次に、戻っていただき、資料2-1になりますが、意見陳述者等の数が第5条で規定されています。「不服申立人等、その代理人及び補佐人を含めて5人以内とする。」と規定されているんですけども、行政不服審査法の第31条の第2項の規定により人数を規定することは難しいと考えております。行政不服審査法の第31条第2項ですが、資料2-4になります。第31条の第2項で「審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。」と行政不服審査法で規定されているものですから、審査会運営要領で人数を規定するのは難しいのではないかとということになります。

続きまして第6条になるんですけども、指名委員による意見等の聴取について審査会運営要領の第6条で規定されています。「会長が指名する委員に第3条の規定による口頭での意見陳述を聴かせるものとする。」とあります。資料2-4を御覧ください。行政不服審査法第31条で、審査請求人の申立てがあった場合には、審理員は、口頭意見陳述の機会を与えなければならないとされています。開示請求等に係る不服申立てに関する手続においては審理員は置かないということで、前回の審査会で審議していただき決まりましたが、その方向で条例も改正させていただきました。行政不服審査法第31条は、審理員が行うというように書かれているんですけども、読替規定がありまして、審理員を置かない場合は、審査庁が行うということになります。審査会で意見陳述ができない場合であっても、審査庁に意見陳述をしてその内容が審査会に上がってくるというようなことが保障されているので、審査会運営要領第6条は必ずしも規定する必要はないのではないかとということになります。

最後になりますが、審査会運営要領の第7条です。(審査会運営要領第7条を読み上げる。) というように議事録について規定されています。資料2-5を御覧ください。岡崎市附属機関等の会議録の作成及び公開に関する要領があります。岡崎市情報公開・個人情報保護審査会というのは、岡崎市の附属機関でありますので、こちらの要領に基づいて会議録を作成しなければならないことになっておりますので、審査会運営要領において、議事録について必ずしも規定する必要はないのではないかとということになります。

以上御説明したとおり、条例改正、審査会条例、審査会規則の改正によって、審査会運営要領で規定しておく必要が無くなったものが多数を占めますので、審査会運営要領を廃止していくということでございます。

以上でございます。

(山崎会長)

御質問等はございませんか。

すみません。第6条の指名委員による意見等の聴取のところの説明がよく分かりにくかったんだけど、これって、例えば口頭で意見述べたいよっていうときに、庄村先生が聞いてくださってという扱いを、これは認めてるってということですか。

(事務局：森)

はい、そうです。

(山崎会長)

で、それが、この31条2項でどうなってるんですか。

(事務局：森)

第31条第2項は、審査請求人が審理員に対して意見陳述ができるという規定ですが、審理員を審査庁に読み替えていただくことになるんですけども、審査請求人が審査庁に対して口頭意見陳述をすることができるということになります。審査会で意見陳述ができない場合、現在の審査会要領では会長が指名する委員に対して意見陳述ができるけども、そこで意見陳述をしなくても審査庁に対して意見陳述ができるので、必ずしも審査会運営要領でこの規定を設ける必要はないのではないかということです。

(山崎会長)

もともと、その6条でその委員の内の1人の委員に聞いてってという話はあまり良くないから排除したって話しではないのですか。

(事務局：森)

そういった、良くないからということではないです。

別で保障されているので、必要はないかと。

(事務局：鈴木)

ですので、審査会の委員さんの一部に意見陳述をするというのが、今度、新しくなるのは、審査会の内部ではなくて審査庁に対してというものになるんですけども、審査請求人に対し意見陳述の機会は与えられているので、そういった理由から今回の運営要領を廃止していきましょうということです。

(山崎会長)

そうするとこの指名されてる委員に、例えば、庄村先生に意見聴取してっていうふうにお問い合わせという形態は残らないってことですか。

(事務局：鈴木)

規定の中では、残らないです。ただ、審査庁に対して意見陳述をするときに、お立会いいただくのは可能です。

(事務局：柴田)

今、審査庁と審査会と別で両方ともに意見陳述は求められるという立場ですが、審査庁じゃなくて審査会の話ですから、その説明がちょっとおかしいってことですよ。

もともと審査会条例第6条で意見の陳述が書いてあって、申立人は、口頭で意見陳述を申し立てれば、やらなければならないってことで、やる場合に、今までだと会長が委員を指定してやれたという規定があるんですが、これを消すということは、全員参加の前提としてやることになってるのかということを知られてるんだと思うんですけど。

(山崎会長)

そうです。だから、庄村先生に聞いていってくださいというようなものはなくなったってことですよね。

(事務局：鈴木)

審査会の中だけではそういうことですね。はい。

(山崎会長)

実際今まで、ここの審査会の中で特定の先生に、話しを聞いていって、と言ったことは一度もないから、そういうことはあまり望ましくないから、やめましょうって話しですよ。

(事務局：鈴木)

望ましくないというところまで、ちょっと考慮してなかってですけども、請求人に対しては、審査庁に対して意見陳述を行う機会があるので、そこで意見陳述をしていただければ、機会を担保していますし、それとともにそこに審査会の委員の先生方が立ち会うことはできるので、そこで、お聞きいただくこともできるというところで、従来と基本的に変わらない体制は担保できるのではないかというふうには考えますけれど、審査会の中だけで委員の先生個別にお聞きいただくという機会は基本的にはなくなるということにはなります。

(川畑委員)

ただ、筋としてはちょっと違うような気がするんですけど。

来れるなら来てって、その場に居てっていう、要するに審査庁に対して意見陳述をするときに、審査会委員がそこに同席すれば、というお話なんですけど、我々は基本的に一同に会して審議をするわけですから、場面が違うような。隣に審査会がいつもくっついてるかのような理解をしないとその筋は通らないんじゃないかなという気はするんですけど。廃止に反対っていう意味じゃなくて。

隣の家でやれるから、こっちはもういいよっていうのは違う気がします。こっち側のお家でやっていることについて、隣の家でやるのが保障されるから、この家ではもういいですっていうのがよく理解できないっていうか。聞きに来てね、あなたの家の隣にって言われてるようで。

山崎先生がおっしゃったように、やっぱり好ましくないので、切りましょうっていうのは、分かりやすいんですが。

(事務局：柴田)

行政不服審査法によって、審査庁にも口頭意見陳述ができて行政不服審査会にもできるという立場で、この情報公開・個人情報については行政不服審査会を設けないということになりましたが、審査庁にも口頭意見陳述できる、で、ここの審査会にも条例でもって意見陳述が申し立てればできるんだっていう構造をとったというのは、いいんですけど。この審査会は今まで審査会委員を指名して、要は全員じゃなくて

も口頭意見陳述に対応するようなシステムになってたんだけど、法制度が変わってこうなったという訳ではないのかなと思います。理由がおかしいということですよ。なので、先生方が言われているように、単独でやるのが好ましくないから全員でやるってことで止めるってということではないのかと思います。

(山崎会長)

結論は廃止で別にいいと思うんですけど、この31条第2項との関係の理由がわからなかったということです。

(事務局：柴田)

はい、すみません。

いずれにしろ、全員で会議の中で口頭意見陳述をやるよっていう取扱いになるかと。

(事務局 鈴木)

取扱いは変わりませんので、すみません。そういった形で、好ましくないということで廃止いたします。

(山崎会長)

他に何か御意見ありませんか。

では、審査会要領の廃止ってことでよろしいですか。

はい、では、そういうことでよろしくお願いします。

それでは、以上で平成28年度第1回岡崎市情報公開個人情報保護審査会を終了します。本日はありがとうございました。

平成28年7月22日

(署名者)

岡崎市情報公開・個人情報保護審査会

会長 山崎 浩司